

# 発議第1号

みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びみなかみ町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年3月16日 提出

みなかみ町議会議長 小林 洋 様

提出者 茂木 法志

賛成者 高橋久美子

〃 牧田 直己

〃 阿部 清

〃 森 健治

〃 石坂 武

# 別紙

## みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例

みなかみ町議会委員会条例（平成17年みなかみ町条例第235号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 総務文教厚生常任委員会 7人
  - ア 総務課の所管に関する事項
  - イ 財政課の所管に関する事項
  - ウ 企画課の所管に関する事項
  - エ 税務課の所管に関する事項
  - オ 会計課の所管に関する事項
  - カ 住民課の所管に関する事項
  - キ 介護福祉課の所管に関する事項
  - ク 健康推進課の所管に関する事項
  - ケ 子育て支援課の所管に関する事項
  - コ 教育委員会の所管に関する事項
  - サ 他の常任委員会の所管に属さない事項

第2条第2号中「生活環境」を「建設」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「生活環境」を「建設」に改める部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示される一般選挙により選挙されるみなかみ町議会議員の任期が始まる日から施行する。

みなかみ町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教厚生常任委員会 7人</p> <p>ア 総務課の所管に関する事項</p> <p>イ 財政課の所管に関する事項</p> <p>ウ 企画課の所管に関する事項</p> <p>エ 税務会計課の所管に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>オ 町民福祉課の所管に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>カ 子育て健康課の所管に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>キ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業観光生活環境常任委員会 7人</p> <p>ア 環境課の所管に関する事項</p> <p>イ 上下水道課の所管に関する事項</p> <p>ウ 農林課の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教厚生常任委員会 7人</p> <p>ア 総務課の所管に関する事項</p> <p>イ 財政課の所管に関する事項</p> <p>ウ 企画課の所管に関する事項</p> <p>エ 税務___課の所管に関する事項</p> <p>オ 会計課の所管に関する事項</p> <p>カ 住民課___の所管に関する事項</p> <p>キ 介護福祉課の所管に関する事項</p> <p>ク 健康推進課___の所管に関する事項</p> <p>ケ 子育て支援課の所管に関する事項</p> <p>コ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>サ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業観光建設___常任委員会 7人</p> <p>(削除)</p> <p>ア 上下水道課の所管に関する事項</p> <p>イ 農林課の所管に関する事項</p>	

みなかみ町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>エ 観光商工課の所管に関する事項</p> <p>オ 地域整備課の所管に関する事項</p>	<p>ウ 観光商工課の所管に関する事項</p> <p>エ 地域整備課の所管に関する事項</p>	